

# 浜松市デジタルを活用した まちづくり推進条例

浜松市デジタル・スマートシティ推進課 池谷 祐介

## 1 条例制定の背景と経緯

人口減少・少子高齢化に伴う生産年齢人口の割合の低下を始めとした社会課題は深刻さを増し、価値の多様化やWith/Afterコロナなど課題の複雑化も進んでいます。

また、国は、令和3年9月にデジタル社会形成基本法を施行し、同法にデジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定し、同法の施行に併せて、デジタル社会形成に向けた司令塔として、デジタル庁を設立しました。

本市は、こうした社会情勢の変化や国の動向に対応するとともに、これからの持続可能

なまちづくりを推進していく上でデジタルの活用は、極めて重要であると考え、令和4年7月に「デジタルを活用したまちづくり推進条例」を施行しました。

本市は、市域が全国で2番目に広く、全国の課題を凝縮した自治体として、国土縮図型の政令指定都市と呼ばれています。県庁所在地でもなく、大都市圏近郊でもなく決して条件有利とは言えない本市では、持続可能な自治体運営を行うため、これまで行財政改革や産業政策に注力してきました。こうした中で、デジタルの力を最大限に活用した持続可能な都市づくりを推進することを目的に令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行います。

した。また、令和3年3月には、デジタルファースト宣言に基づく政策の指針として「デジタル・スマートシティ構想」を策定しました。

こうした宣言や構想に基づきデジタルを活用した取組を推進する中で、取組のベースとなるデジタル活用目的、基本原則や、市の責務、市民等の役割などを議会の議決による条例として規定し、官民が連携したデジタルを活用したまちづくりを推進するため、本市の市政記念日である令和4年7月1日に本条例を施行しました。

浜松市は、「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例」を制定した（条例第33号として、令和4年6月20日公布、同年7月1日施行）。デジタルを活用したまちづくりに関する基本事項を定め、全ての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことが目的である。これまで同市で取り組んできた「デジタルファースト宣言」、「デジタル・スマートシティ構想」をベースとしつつ、デジタル社会形成基本法の趣旨を踏まえた内容となっている。

## 2 条例の内容・解説

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本事項を定め、全ての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として、これまで本市で取り組んできた「デジタルファースト宣言」、「デジタル・スマートシティ構想」をベースとしつつ、デジタル社会形成基本法の趣旨を踏まえた内容となっており、目的や基本原則、市民等の役割、基本指針等の策定を定めた全8条で構成されています。

本条例のポイントは次のとおりです。

### (1) 基本原則(第3条)

デジタルを活用したまちづくりを推進していく上での基本原則を定めています。

デジタルの活用は目的ではなく、手段であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりは高齢者、障がい者、外国人を始め、全ての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会を目指します。また、事業者や行政を含めた多様な主体の参加により、新たな価値を創出していくことを掲げています(第3条第1項・第2項)。

また、パブリックコメントでも多くの意見をいただいた個人情報取扱いなど、デジタ

ル活用による不安に対して、個人情報保護法を遵守するとともに個人のプライバシーに配慮することなどを掲げています(第3条第3項)。

### (2) 市の責務(第4条)及び市民等の役割(第5条)

第4条では、デジタルを活用したまちづくりは市民や事業者を始めとする多様な主体の方々と連携・協力しながら官民共創で進めていくことが重要であることから、市の責務として「市民等と協力し、及び連携しながら」施策を進めていくことを規定しています。また、市側にのみ責務を規定しても、市民等と協力できなければ本条例に掲げる目的を達成することができないことから、第5条では市民等の役割として、「市と連携し、及び協力するよう努める」と規定しています。

### (3) 基本指針等の策定等(第6条)

本条例の目的を達成するための基本指針及び基本指針を実行していく上での具体的な計画を策定することを規定しています。

### (4) 推進体制(第7条)

第6条で規定する基本指針や計画に掲げる施策の総合調整を行うための推進体制を整備

することを規定しています。

## 3 条例に関連した取組

条例に関連した主な取組は次のとおりです。

### (1) 条例に規定する推進体制の整備

令和2年4月に設置した、市長を本部長とする庁内組織であるデジタル・スマートシティ推進本部と、官民連携の推進役である浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを第7条で規定する推進体制に位置付けました。デジタル・スマートシティ推進本部は、デジタル・スマートシティ政策の企画や調整、進捗管理を行う役割を担っています。官民連携プラットフォームは、官民が連携して地域課題の解決や活性化を推進するため、ウエルネス分野とモビリティ分野などの分野間の連携や会員間の連携促進等の役割を担っています。

### (2) 時限的組織から恒久的な組織へ

本市は、令和2年4月にデジタル・スマートシティ政策の推進を所管するデジタル・スマートシティ推進事業本部を設置しました。本市において事業本部は、特定の政策を一定期間集中的に推進する「時限的な組織」と位置付けられています。しかし、デジタルを活

用したまちづくりは、今後も継続的に取り組む必要があることから、条例制定に併せ、令和5年7月に、恒久的な組織である「部」に改正しました。

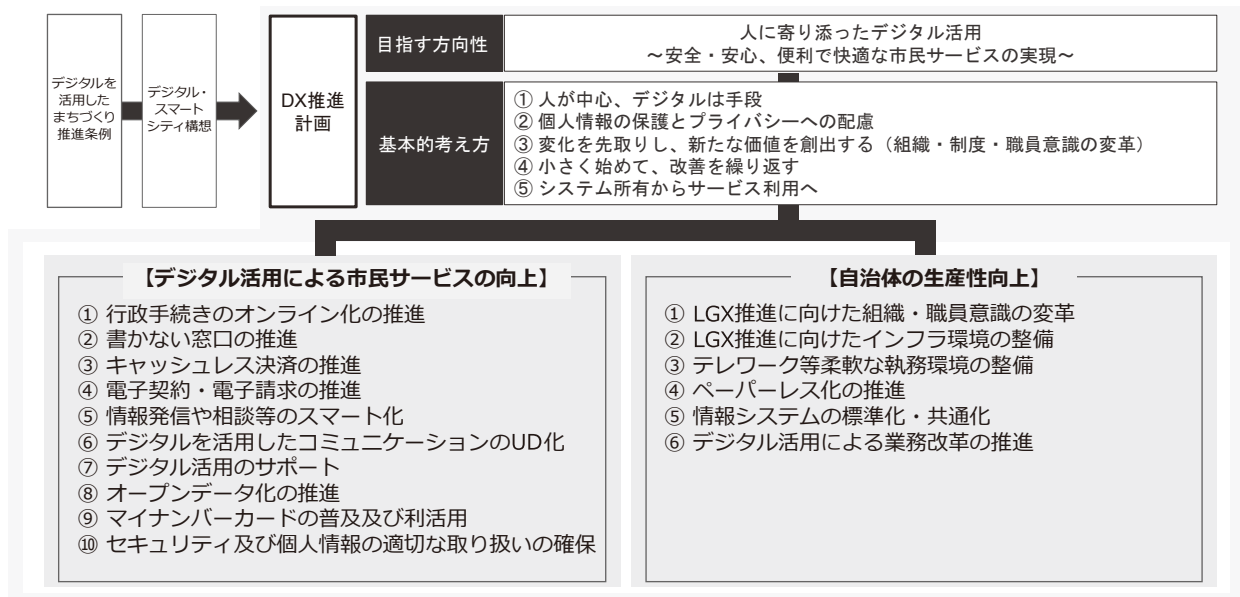
### (3) 浜松市DX推進計画の策定

条例に規定する基本指針は、令和3年3月に策定した「デジタル・スマートシティ構想」を位置付けています。また、条例に規定する基本指針に基づく計画は、これまで市長を本部長とする推進本部会議で整理したデジタル・ガバメント分野の取組をベースとして、令和5年1月1日に「浜松市DX推進計画」を策定しました。デジタルを活用した市民サービスの向上に向けた取組10項目と、自治体の生産性向上に向けた取組6項目の全16項目を計画に位置付けています。具体的には行政手続きのオンライン化の推進、書かない窓口の推進、デジタルを活用した業務改革の推進などがあります（図表1）。

### (4) LGX行動規範の策定

LGXとは、「Local Government Transformation」の略で、「DXを推進する上でまずは自治体の変革から」という考えによる市長の造語です。自治体の変革を進めていくためには職員の意識・行動の変革が必要である

図表1 浜松市DX推進計画



ことから「LGX行動規範」を策定しました。行動規範が、職員にとって自分事となるように、策定する過程で庁内に対して意見募集を行いました。案に対し132件の意見があり、それら意見をできる限り反映した形で令和4年10月に制定しました（図表2）。行動規範は各所属において職員の見えるところに掲示するようにしています。

## 4 今後の展望

デジタル・スマートシティ構想の策定、条例の制定、DX推進計画の策定や推進体制の整備などデジタル活用を推進していく上での土台が整いました。今後は、取組を実装していくフェーズであると考えています。官民共創によりデジタルを活用したまちづくりを推進し、市民の幸福度（Well-being）の向上や持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えています。

図表2 浜松市LGX行動規範



## 浜松市 LGX 行動規範

私たち職員は、市民の Well-being（幸福感）が溢れ、持続可能なまちづくりを推進するため、本規範に基づき、LGX、自治体変革にチャレンジしていきます。

- 1 市民がデジタルの恩恵を享受するため、使いやすく人に寄り添ったデジタルの活用に取り組みます。
- 2 複雑化する課題への対応や新しい価値を創出するため、組織や分野を越えて積極的に交流・連携を進めます。
- 3 職員が生き生きと働く生産性の高い自治体運営を達成するため、業務や働き方、意識の変革に継続的に取り組みます。
- 4 時代の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、小さく始め、大きな成果となるよう、改善し続けます。
- 5 安全・安心なデジタル活用のため、個人情報保護やセキュリティ対策を徹底します。